平成２９年（フ）第８０１号
千葉県市川市市川南４丁目２番32号（コーポ南102号）
債務者　西村　亮輔
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０３号
千葉県船橋市習志野台４丁目32番６―201号
債務者　香取　勇樹
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市御立東６丁目４番４号レオパレス桜舞105
債務者　山条　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市車崎１丁目２番３―704号エバーグリーン今宿Ａ
債務者　小川　　雅
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０５号
長崎県長崎市錦３丁目８番５―102号、旧住所福岡市南区大楠１丁目７番３―201号
債務者　永田　　綾
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
北海道余市郡余市町山田町201番地５　介護老人保健施設よいち、前住所北海道小樽市長橋３丁目14番30号
債務者　本間　紀子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６０３号
仙台市青葉区高松１丁目17番１―201号
債務者　西野　賢治
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
茨城県土浦市常名2005番地１
債務者　小川三千代
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町439番地５　カドクラアパート203号室
債務者　末野　勝利
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９２号
千葉市稲毛区小中台町727番地２　稲毛小中台サンハイツ601号
債務者　原田　謙吾
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８００号
千葉県浦安市当代島３丁目６番12―201号
西脇マンションＢ棟
債務者　加藤　大晶
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０９号
千葉県市川市大洲３丁目７番12号
債務者　大関　汐美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１７号
千葉市花見川区横戸町15番地24　ハウス大和田102号
債務者　稲福ジーノ
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２３号
千葉県船橋市北本町２丁目64番４棟106号
債務者　齊藤　俊継
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２６号
千葉県市原市姉崎861番地２　ソリッドセピア101号
債務者　石井　　敦
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２７号
千葉県市原市姉崎861番地２　ソリッドセピア101号
債務者　石井　祐美（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８４６号
千葉県船橋市習志野台５丁目40番18号　コーポミズ106号
債務者　今井　雅人
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係